

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和8年度荒川区ショートステイ事業業務委託	No.5200181
工（納）期	令和 9年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	推定総額 20,838,393円（非課税）	

契約相手方	社会福祉法人 友興会 (法人番号：3011805000874)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>令和8年度荒川区ショートステイ事業業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 社会福祉法人 友興会 代表者 理事長 正能 達也 所在地 東京都足立区西新井本町四丁目13番16号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区内に住所を有する2歳以上から義務教育終了前までの児童を養育している家庭において、一時的に養育が困難になった児童に対して必要な保護を行うため、ショートステイ事業を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記法人は、子どもたちへの専門的なケアや里親支援を行う児童養護施設の運営法人として、令和2年度にプロポーザル方式により選定された。本事業は児童養護施設において実施するものであり、上記法人は区と「児童養護施設整備及び運営に係る協定書」を締結し、事業者の必須事業として、児童養護施設の整備・運営のほか「里親支援事業（フォスタリング事業）」及び「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」を行うこととなっている。</p> <p>② 主管課において令和7年度の履行評価を行ったが、可能な限り自宅と同様の環境を整備し、児童の安全を確保しながらも一人ひとりに寄り添った対応をするなど履行状況は良好であった。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>